

なら消費者ねっとニュース

NO.2

HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2016年 3月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043

Email : y.tsuji@naracoop.or.jp

発行責任者 北條 正崇



法人設立2年目をむかえて

理事長 北條 正崇

昨年は当法人の設立にあたり、皆様には大変お世話になりました。当法人は2年目を迎え、益々活動を充実させていきたいと考えております。年明けから子ども若者チームの「もう一つの学び舎～おかねのひみつとつかいかた」講座、奈良弁護士会と共催のシンポジウム「ストップ！迷惑勧誘」の開催など、啓発活動に精力的に取り組んでいます。

消費者教育、消費者契約法・特定商取引法の改正問題、消費者庁等の地方移転問題など、当団体が果たすべき役割と課題は山積しています。引き続き奈良県内や全国の皆様と連携させて頂きながら、これらの諸課題にも精力的に関わっていく所存ですので、皆様には今後ともご指導ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ストップ！迷惑勧誘シンポジウムの報告】

みなさんは突然自宅に訪問販売の勧誘が来て迷惑な思いをしたことはありませんか？
特定商取引法（特商法）では訪問販売のルールを定めていますが、諸外国のように「オプトイン」（訪問販売をしてもよいという家だけに勧誘できる制度）や「オプトアウト」（訪問販売を拒否している家には勧誘できない制度）は導入されていません。

消費者庁の調査によれば約96%の消費者が訪問販売を全く受けたくないと答えています。昨年消費者委員会で訪問販売の規制のあり方について議論がされたものの、事業者側の猛反対にあい、オプトアウトの導入すらかないませんでした。

そこで、迷惑勧誘問題をひろく市民に知ってもらい考えるために、平成28年1月16日に奈良弁護士会主催、当法人共催の「ストップ！迷惑勧誘」を開催し（場所：奈良弁護士会館）、66名の参加がありました。シンポの内容を以下に簡単にご報告します。

奈良弁護士会の兒玉修一会長による挨拶のあと、葉袋真司弁護士（大阪）に「不招請勧誘規制に向けて～勧誘の事前拒否制度を中心」をお話いただきました。各国の勧誘規制や訪問販売お断りステッカーなどの紹介、葉袋弁護士は勧誘規制の調査やステッカー集めが趣味とのことで興味深いお話に会場は大盛り上がりしました。次に山本健一弁護士（大阪）による（消費者契約法改正状況）消費者委員会専門調査会での検討内容について分かりやすいご報告の後、グループあんあんによる電話と訪問の連続攻撃を受ける中年男性を描いた

「ええ加減にして～不招請勧誘」の寸劇で会場は大爆笑、シナリオとコミカルな俳優陣の演技は見事でした。続いて中村恭子消費生活相談員による高齢者の構成比が大きい奈良県の消費生活相談の実態と新聞購読や修理業者など迷惑勧誘に関する事例の紹介、次々と詐欺的商法に引っかかる高齢者もあり、相談窓口での情報提供と規制が必要と事例報告がありました。

最後に、北條正崇代表理事による意見表明、奈良弁護士会・消費者保護委員会委員長の竹内大敬理事による閉会挨拶がありました。

当法人は引き続き奈良弁護士会や関西連絡会と力をあわせて迷惑勧誘規制と消費者契約法改正の問題に取り組んでいきます。



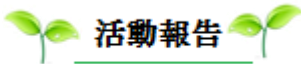
葉袋弁護士



山本弁護士



グループあんあん垣田さん
相談員 中村さん



活動報告

お金のひみつとつかいかた まちをつくろう ～税金ってなんだろう～



NPO センター主催「もうひとつの学び舎」で大人でも難しい税金の事を子どもたちに知ってもらおうと、2016年1月9日(土)13:00～15:30 奈良市生涯学習センターで講座を開催し小学生5名(小2・小4・小4・小5・小5)の参加がありました。



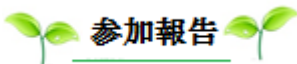
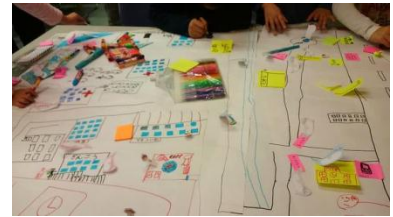
わかりやすく知ってもらうにはどうしたらよ

いかとチームで何度も話し合い「寸劇」を交えて子どもたちの身近にある税金を知ってもらうことになりました。まず最初に寸劇を見てもらい税金がどんなものかを知ってもらいました。次に子どもたちに身近な学校に必要なものを付箋に書いて模造紙に貼っていき、寸劇の中に出てきた「建設予定の学校」を絵に描いていきました。



その後、学校が建設される町を作っていきました。市役所や図書館、駅や電車といった町に必要なものをみんなで話しながら書き、税金を使っているものといないものを分けていきました。公共の施設だと思っていたものがそうではなかったと知り戸惑っていた子どもたちも「これは公共の施設」「これは公共の施設ではない」と相談しながらしるしをつけて行ってくれました。

最後に「税金を納めているだけでなく、正しく使われているのかも知ることが大切ですね」とみんなで確認して第一回は終了しました。第2回目はみんなで作った町に自分たちの家を建てたいと思っています。



参加報告

ワールドカフェで消費者教育

奈良県消費生活センター主催の消費者教育セミナーが「ワールドカフェで消費者市民社会について考えよう」として2015年12月20日に行われました。

消費者市民社会を形成していくには消費者教育が重要であり必要です。被害にあわないための教育から自立のための教育が必要になり、知識伝達型から参加型学習が消費者の主体性のためにも良いと言われていいます。参加型学習にもグループディスカッションやディベートなどいろんな方法がありますが、今回は、ワールドカフェで進められました。カフェスタイルでリラックスしながら小グループで対話を楽しみ、席替えをしながら他のグループの話も共有し、考えを進めていきます。

まずは、フェアトレードのチョコレートを食べ比べ、自己紹介をしながら、自分たちの消費について話し合いを始めました。『やっぱり、安いものを買ってるわ』『消費についても教育があるよね』『学習会をしても参加してくれるのは知ってる人ばかりやし』『ここに来てくれない人に教えたいのに』『どうしたらいいんやろね』と話し合いが続きました。



消費者市民社会を作っていくのは消費者全員です。オピニオンリーダーだけでなくいろんな人たちが自分たちのできることで関わりながら(例えば、家にも勧誘の電話がかかってくる。そのことをセンターに知らせる、このこともすでに活動になる)形成できる社会にしていくためにも様々な場で話し合いを広げていかねばと思いました。(寺田道子)



奈良県内の消費生活相談窓口から

このコーナーでは、各地の消費生活相談窓口を身近に感じていただくために、奈良県内の消費生活相談窓口をご紹介します。

今回は、天理市消費生活センター（消費生活相談）をご紹介します。

天理市では、1972（昭和 47）年 4 月 1 日から、消費生活相談窓口を月に 2 回開設しました。1995（平成 7）年度から毎週木曜日、1998（平成 10）年度から週に 2 日火曜日と木曜に開設と増えていきました。2001（平成 13）年度から週 3 日火曜・木曜・金曜となり、相談員も 3 名に増員、2005（平成 17）年度から月曜から金曜まで週 5 日、相談員も 4 名になりました。2009（平成 21）年 4 月から名称を天理市消費生活センターと改め、また 2011（平成 23）年度から広域連携を導入し、山添村の村民の方の相談も受けることができるようになり、現在に至っています。

天理市消費生活センターは天理市役所の地下 1 階にあり、相談員は 2 名体制、電話回線は 2 回線と消費者ホットラインの専用回線の合計 3 回線で相談を受けています。

今年度、天理市は「訪問販売お断りシール」を作成し、全戸に配布しました。毎月発行の天理市広報紙に『知っておきたいくらしの情報』として、実際に相談があった事例や消費者被害などを掲載しています。消費者被害を未然に防止できるように、地域の集まりに出向き、高齢者向けに啓発講座も行っています。

天理市民・山添村民の方々が、安全・安心して生活ができるよう、トラブルが生じた時には速やかな解決に努め、気軽に来訪できる窓口を目指しています。



内玄関・ドアインターホン周り用 電話機の近くで、よく見える平らな場所にはっておきましょう

**ドアを開ける前に
まず一読**

- ①まず確認！訪問の目的を
- ②身分証の提示を求めよう
- ③甘い言葉やおどしにのらない
- ④いらぬものはさっぱり断る
- ⑤契約は急がず、慎重に！

**悪質セールス
には注意
しましょう**

悪質商法にご用心
困ったときは、
下記の相談窓口へ

相談窓口		
名 称	電話番号	受付時間
天理市 消費生活センター	0743-63-1001	10:00~12:00 12:45~16:00
奈良県 消費生活センター	0742-26-0931	9:00~16:30

（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン ☎188
まずは一人で悩まず、できるだけ早く
相談窓口へ連絡をしましょう

●天理市民の皆様へ●
消費者被害の予防にご活用ください。

このシールは訪問販売を断りたいときの
「大きな味方」になります。ぜひご活用ください。

法律では、
断っているにもかかわらず、
それを無視して勧誘を続ける
行為を禁止しています。

★外玄関用
訪問者の目につく場所に貼りましょう！

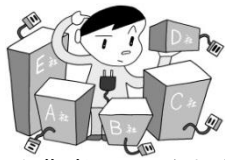
★屋内用
すぐに気がつく場所に貼りましょう！

▶相談窓口

天理市消費生活センター	☎0743-63-1001	10:00~12:00 / 12:45~16:00 <small>（土・日・祝日・年末年始を除く）</small>
-------------	---------------	--

電力自由化ってなに？

家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売でき、家庭や商店では、会社を選んで電気を買うことはできませんでした。



2016年（平成28年）4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

例えば

時間帯別料金など、
ライフスタイルに
合わせた料金メニュー

省エネ診断、
セット割など
新しいサービス

再エネ発電中心のサービス

電気の地産地消

騙されないで！
電力小売全面自由化
5つの嘘



嘘1：電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはいけませんよ

新しく自宅に電線が引かれることにはなりません。

嘘2：契約した会社が倒産したらただちに電気は止まってしまいますよ

保障供給を受けることができます。

嘘3：4月までに何もしないと、電気は止まってしまいますよ

現在、供給を受けている電力会社から引き続き供給されることとなります。

嘘4：スマートメーターに取り換えると費用がかかります

個別の費用負担は発生しません

嘘5：規模の小さい会社と契約すると電気が不安定になります

十分な電力を調達できていないことをもって消費者に対する供給が停止されることはありません。

詳しくは <http://www.emsc.meti.go.jp/> 経済産業省HPをご覧ください

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

平成28年1月

特殊詐欺の被害件数 7件

平成28年1月中の発生状況。

発生件数 7件（前年比+1件）

被害額 約4,812万円（前年比（+3,518万円））

困ったときは一人で悩まず 消費者ホットライン

いやや
188 泣き寝入り！

2015年度ひょうご消費者セミナー

「転ばぬ先の適格消費者団体！～被害を防ぐみんなの味方です～」

◇日時：2016年3月7日（月）13時～15時30分

◇場所：兵庫県民会館 11F パルテホール

（JR・阪神 元町駅より徒歩10分、地下鉄県庁前すぐ）

<コトでわかる差止事例>

<講演>「実例で学ぶおもしろ法律講座～消費者トラブルの手口と対策～」角田 龍平弁護士

平成28年「世界消費者権利の日」を記念する
関西のつどい：ドキュメンタリー映画

「チェンジメーカーズ消費者の権利のための闘い」

◇日時 3月12日（水）13：00～16：30

◇場所 カナディアン・アカデミー（神戸市東灘区六甲アイランド内）

上映後パネル・ディスカッションなども企画中

おおさか消費者セミナー

◇日時 3月18日（金）10：30～12：30

◇場所 大阪府社会福祉会館 503 会議室

◇内容 事例紹介と解説を予定

◇解説 五條 操 KC's 検討委員長・弁護士

編集後記

2015年9月に非営利活動法人となり半年になるうとしています。

今後新しい情報をもっとお知らせできるようしていければと思っています。